

第2号議案

「たてもの応援団20周年記念 たてものつむぎ」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成28年1月12日

提出者 文京区教育委員会
教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

平成 27年12月28日

文京区教育委員会 殿



申請者 (申請団体) 特定非営利活動法人文京歴史的建物の活用を考える会 (通称: たてもの応援団)
 住所 (所在地) 東京都文京区千駄木5-20-18 旧安田楠雄邸庭園内
 代表者名 松塚 昇
 代表者連絡先 文京区本駒込3-41-2 (事務担当者) 03-3824-1071

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催 **後援**名義を使用したく、申請します。

記

事業名	たてもの応援団20周年記念 たてものつむぎ	
実施期間	平成 28年 6月 8日 (水) から 年 6月 12日 (日) まで (5日間)	
実施場所	文京シビックセンター 展示室2	
事業内容	目的	当会が20年にわたり行ってきた建物の保存活用の事例から、建物や町の歴史文化を「残す」「活かす」「伝える」ことを区民にわかりやすく紹介し、こうした活動が広く身近なものになることを目指す。また文化財の維持活用に地域住民が関わることの意義や可能性など、事例を通じて提案をしたい。
	内容	20年間の活動を振り返り、建物の保存活用の事例を紹介する。パネル、映像等でボランティアの関わりを紹介したり、昔の道具の展示で児童向けのクイズなども行う。
	対象者	一般区民 (参加予定人員 300人)
	参加費	無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	(いずれも申請中) 後援: 文京区、公益財団法人日本ナショナルトラスト 協力: 中野たてもの応援団、杉並たてもの応援団、NPO法人たいとう歴史都市研究会、谷根千工房、協同組合 伝統技法研究会	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する ・ 同意しない		

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

<たてもの応援団 20 周年記念企画 実施要綱>

■展覧会 タイトル

たてもの応援団 20 周年記念 たてものつむぎ

■コンセプト

たてもの応援団結成から 20 年を経て、これまでの活動を振り返る。現在関わっている旧安田楠雄邸、駒込名主屋敷、島藺邸を主にとりあげ、建物の歴史や生活文化を「のこす」「いかす」「つたえる」とはどういうことか、市民にわかりやすく伝え、こうした活動が広く身近なものになることを目指す。1つの繭から糸が紡がれ織物になるように、1つ1つの活動が、やがて線でつながり、面として街中に広がることをイメージして「たてものつむぎ」とした。

■会期、会場

平成 28 年 6 月 8 (水) ~ 12 (日) 5 日間 (6/7 火設営、12 日撤収)

開場時間は未定

会場：文京シビックセンター 1 階 展示室 2

■展示内容 (概略)

○パネル展示

- ・開催趣旨 ・年表
- ・「のこす」「いかす」「つたえる」各事例として
 - ・旧安田楠雄邸庭園 ・駒込名主屋敷 ・島藺邸
 - 各々応援団との関わり、各図面、写真、模型、イベント、ボランティア活動紹介。
- ・これまで協力してきた建物たち、マップ (写真入り)
- ・旧安田邸イベントポスター 一覧
- ・関係団体の紹介コーナー

○所蔵品展示

- ・旧安田邸、駒込名主屋敷 昔の道具展示 (クイズ形式) ・島藺邸 医学関係のもの

○映像コーナー 修復工事、イベントのようす など

○アンケートコーナー、読み物として応援団通信・各報告書等 *販売物は無し。

■関連企画

- ・たてもの案内、まちあるき (会期とは別日に。 候補：6 月 18 日 (第 3 土))
- ・トークイベント 会期中 @シビックスカイホール、またはアカデミー学習室など
たい歴、中野、杉並の代表でシンポジウムなど。

■主催、協力、後援など

主催：たてもの応援団

後援 (申請中)：文京区、文京区教育委員会、公益財団法人日本ナショナルトラスト

協力 (申請中)：中野たてもの応援団、杉並たてもの応援団、

NPO 法人たいとう歴史都市研究会、谷根千工房、協同組合 伝統技法研究会

事業予算書

事業名 たてもの応援団20周年記念
たてものつむぎ

団体名 特定非営利活動法人文京歴史的建物の活用
を考える会（通称：たてもの応援団）

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
たてもの応援団 繰越金より	1,900,000	経常費用 (1) 人件費 アルバイト料 36,000 講演料 50,000 (2) その他経費 外注費（模型等） 1,100,000 通信費 50,000 荷造・運賃 30,000 旅費・交通費 50,000 会議費 10,000 事務消耗品 160,000 備品消耗品 35,000 印刷経費 100,000 会場費 90,000 広告宣伝費 100,000 支払手数料 5,000 雑費 84,000	
計	1,900,000	計	1,900,000

平成27年 12月 28日

(備 考)

特定非営利活動団体文京歴史的建物の活用を考える会
役員名簿

役名	氏名
理事長	松塚 昇
副理事長	梅田 太一
副理事長	山村 咲子
理事	伊郷 吉信
理事	岩本 毅幸
理事	圓佛 須美子
理事	仰木 ひろみ
理事	大平 秀和
理事	角野 茂勝
理事	重盛 美智子
理事	島田 昭博
理事	鈴木 照子
理事	多児 貞子
理事	中村 直人
理事	満田 照世
理事	三堀 久子
理事	森 まゆみ
理事	山崎 範子
監事	大嶋 信道
監事	大平 茂男

特定非営利活動法人文京歴史的建物の活用を考える会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人文京歴史的建物の活用を考える会とし、通称をたてもの応援団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区千駄木五丁目20番18号旧安田楠雄邸庭園内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、歴史的建物及び周辺環境に関する調査研究事業、歴史的建物の保存活用についての支援・協力事業や普及啓発事業、維持管理運営事業を行うことにより、市民社会の文化的向上及びまちづくりや環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 歴史的建物及び周辺環境に関する調査・研究事業
- (2) 歴史的建物の保存活用についての支援・協力事業
- (3) 歴史的建物の保存活用及び周辺環境保全に関する普及・啓発事業
- (4) 歴史的建物の維持管理運営事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上22人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 会費の額

(9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項、および出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることに決した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができ

る。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	松塚	昇
副理事長	梅田	太一
副理事長	山村	咲子
理 事	伊郷	吉信
理 事	岩本	毅幸
理 事	圓佛	須美子
理 事	仰木	ひろみ
理 事	大平	秀和
理 事	角野	茂勝
理 事	川西	崇行
理 事	木村	民子
理 事	重盛	美智子
理 事	島田	昭博
理 事	多児	貞子
理 事	中村	直人
理 事	満田	照世
理 事	三堀	久子
理 事	森	まゆみ
理 事	山崎	範子

理事	高橋 玲子 (山本 玲子)
理事	渡邊 誠三
監事	大嶋 信道
監事	大平 茂男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費 正会員 (個人) 1300円
 - 賛助会員 (個人) 一口1300円 (一口以上)
 - (団体) 一口5000円 (一口以上)

<たてもの応援団 事業・イベント（一部）開催実績>

●2008年～ 東京都指定名勝 旧安田楠雄邸庭園 管理運営公開事業

●2013年～ 登録有形文化財 島藺邸 公開事業

●2013～15年 東京都史跡 駒込名主屋敷 調査報告書作成

2014年 特定非営利活動法人 歴史建築保存再生研究所 助成金取得

2015年 同所 見学会開催

●～2014年 登録有形文化財 旧伊勢屋質店
一葉忌（11/23） 公開事業（文京の文化環境を考える会 共催）

●旧安田楠雄邸庭園 毎年開催

・旧安田楠雄邸庭園 五節句行事

1月人日の節句、3月上巳の節句、5月端午の節句、7月七夕、10月重陽の節句

2010年 文化庁 地域伝統文化総合活性化事業 助成金取得

2011～12年 文化庁 文化遺産を活かした地域活性化事業 助成金取得

・旧安田楠雄邸庭園その他恒例イベント

- ・しだれ桜と薩摩琵琶のゆうべ
- ・新内節の夕べ
- ・せんだぎ福楽寄席
- ・旧安田邸 防空壕の公開
- ・語りと和楽

●旧安田楠雄邸庭園 企画展

- ・2009年 文化財ウィーク参加企画「となりの高村さん」展 東京都知事賞 受賞
- ・2010年 // 「旧安田楠雄邸の建築美のひみつ」
- ・2011年 // 「人形師 三代永徳斎、米国さんと呼ばれた男。」
- ・2012年 // 「江戸指物の用と美」 江戸指物の作品展示、技術実演など
- ・2013年 // 「歴史をつなぐ 修復ものがたり」
- ・2014年 // 「馬に会う」 午年にちなんだ飾り馬や玩具等の展示

●その他助成・補助金

- ・2008年 花王 コミュニティミュージアム・プログラム
- ・2001年 大成建設 自然・歴史環境基金助成
- ・1997年 ハウジング アンド コミュニティ財団